

第四十三回国会 参議院 商工委員会 會議録 第七号

昭和三十一年二月十四日(木曜日)

午前十時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤間 文三君  
理事 岸田 幸雄君  
近藤 信一君  
向井 長年君

委員

上原 正吉君  
川上 為治君  
古池 信三君  
豊田 雅孝君  
阿部 竹松君  
久保 等君  
樫 繁夫君  
松澤 兼人君  
二宮 文造君  
奥 むねお君  
向井 長年君

政府委員

北海道開発庁 小島要太郎君  
総務監理官 上林 忠次君  
通商産業 佐橋 滋君  
企業局長 島田 喜仁君  
通商産業 川出 千速君  
通商産業 重工業局長  
通商産業 鈺山局長

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君  
会専門員

説明員

通商産業省通商 中川理一郎君  
局輸出振興課長

本日の会議に付した案件

○中小企業者の産業分野の確保に関する法律案(向井長年君発議)

○百貨店法の一部を改正する法律案(向井長年君発議)

○商店街振興組合法の一部を改正する法律案(向井長年君発議)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(地盤沈下に関する件)

(プラント類輸出に関する件)

(金風鉱業に関する件)

(北海道地下資源開発株式会社に関する件)

○委員長(赤間文三君) それではただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事の打ち合わせの協議事項について御報告いたします。

本日は、中小企業者の産業分野の確保に関する法律案及び外二案の提案理由の説明を聴取しました後、地盤沈下問題に関する件及びプラント類輸出に関する件の質疑を行なうこととなりましたから、御了承をお願いいたします。

○委員長(赤間文三君) それではこれから議事に入ります。

二月十一日に本委員会に付託をせられた中小企業者の産業分野の確保に関する法律案、百貨店法の一部を改正する法律案及び商店街振興組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、発議者から順次提案理由の説明を聴取いたします。向井長年君。

○向井長年君 たいま議題となりました中小企業者の産業分野の確保に関する法律案外二件に対して提案理由の説明をさせていただきます。

まず、中小企業者の産業分野の確保に関する法律案の提案理由を説明させていただきます。

昨今、大企業の中小企業産業分野への進出は著しいものがあります。現に、大紡績会社が縫裁部門に進出して、学生服、労働服、ワイシャツなど、二次加工、三次加工の生産部門まで進出し、製紙工場がノートブックや便せんを製造する等、かつまたスーパー・マーケットの形態をとった大企業の小売商業部門への進出など、大企業は利潤を追求して、大資本の持つ高度の合理的生産並びに資本圧力をもって、中小企業を圧迫しているのがあります。

もちろん、憲法は職業選択の自由を認めていますが、この自由は公共の福祉に反しない限りという前提条件がかけられております。しかるに最近の大企業の進出は、中小企業の過当競争をさらに深刻化しております。このような大企業の動向こそは、まさに公共の福祉に反するものであります。

したがって、憲法並びに独占禁止法が保障する経済活動自由の原則は、公益のために必要な調整を行なわなければならないのが当然であります。ここに大企業と中小企業の産業分野の分業態勢を作り、これによって中小企業の産業分野を確保し、経済活動の保障を行なわんとするものであります。

この構想に基づきまして、第一に、製造業、建設業、サービス業に属する業種のうち、その業種の事業者の五分の四以上が中小企業者であつて、かつその業種の過去一年の生産実績の三分の二以上が中小企業者で占められており、かつまた、経済的にも中小企業経営が適切と認められるものを、国が指定して、これを中小企業の専有する業種とするものであります。

第二に、このような業種指定があつた後は、大企業者は、みづからまたは資本的または人間的関係で支配する形で、新たにその業種に進出したり増設する等の経営拡張はできないこととするものであります。また指定された業種における大企業活動が、その業種の中小企業活動に重大な影響を与えている場合には、国はその大企業者に対して圧迫を緩和するような措置をとれるようにするものであります。

第三に、このような業種の指定や、大企業に対する措置をとるについては、中小企業産業分野確保審議会を通商産業省に設置して、大臣はこれの意見を尊重して対処することにいたします。

以上、この法律案の趣旨は中小企業を保護、育成する最小限の措置でありまして、何とぞ慎重審議の上御賛成あらんことを希望いたします。

次に、百貨店法の一部を改正する法律案の提案理由を説明させていただきます。

昭和三十一年五月に、百貨店法が制定された趣旨は、本法第一条に明らかなどおり、百貨店業の事業活動を調整することにより、中小企業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達をはかり、もつて国民経済の健全な進展に資することにあります。

ところが、現行法がさる法といわれているとおり、法実施の当初より、あるいは公然と、あるいはやみで、本法はじゅうりんされております。本法の目的とする趣旨を確保せんがためには、絶対に本法の改正が必要なのであります。

改正せんとする点は、第一に、百貨店業の定義そのものを拡大しなければならぬ点であります。すなわち物品販売業もしくは物品加工修理業のほか、飲食店及び喫茶店営業を含め、かつ規定の営業面積をこえる面積を他の物品販売業等に貸し付ける業をも百貨店という概念規定に入れない限り、中小商業活動を確保できなくなつて、中小商業活動が私鉄等の構内や駅建物を利用して経営を行なう現象が著しくなつておりますので、今後はこ

れを許可しない方針が必要でありま

第三に、最近、百貨店業資本につ

第四に、現行法は第九条において、

第五に、国、地方公共団体、日本専

第六に、以上のように百貨店業に対

第七に、以上のように規制事項を増

以上のように、改正案の趣旨は、い

次に、商店街振興組合法の一部を改

本法はその第一目的に明らかにさ

このように本法は、商店街を組織する業

国民の家計と毎日毎日密接につな

仕する方向を全面的に支持し、この意

味において本法の設定には当初より双

しかしながら、本法をいざ成立のた

それが、第一に、本法第十一條に

ここで立法院として慎重に考慮しな

興組合は、商店街活動という協同経済

は、全く機能を別にする組織であり、

したがって、商店街活動の振興

また附則第二条に規定されている市

このように、法理論、実体論の双方

何とぞ、本案について慎重審議の

委員長(赤間文三君) 以上で提案理

委員長(赤間文三君) 次に、産業買

に、原因並びに対策などについて、当

局からの御説明を待つておる段階で

亀裂を生ずるといふことは、

地区方面の問題にとどまらない、非常

思いますゆえに、これは当局に対して

物が散見いたします。それが地下埋設

を考へるのでありますが、企業局長、  
そういうことを、この間の東京の深川  
のガス爆発についてはどういふふう  
にお考へになつていますか。

○政府委員(佐橋滋君) 深川のガス爆  
発については、私はまだ詳細に承つてお  
りませんが、先生御指摘のように、地  
盤沈下というふうなことが原因をして  
おることがないとは言へませんので、  
私のほうとしては、それ以外のいろい  
ろの事態に処するために地盤沈下対策  
を今一生懸命に進めておるわけであ  
ります。ただいま御指摘の江東地区につ  
きましても、工業水道の給水を急いで  
おるわけでありまして、総武線以北の  
地区につきましても、来年の四月には給  
水開始、それから以南の地区につきま  
しては、その翌年の四月に給水開始と  
いうことで、地盤沈下による諸種の弊  
害を生じないようにできるだけ努力し  
て参つておる次第でございます。

○樺葉夫君 この工業用水法の一部改  
正それから建物用水の採取規制に関す  
る法律の制定、地盤沈下の原因が地下  
水の過度の汲み上げにあるということが  
明らかになつて、これを規制しなければ  
沈下を防止することができないとい  
うので、この二つの法律が去年成立  
を見たわけでありまして、地盤沈下が  
たまたまに、台風時になりまして、  
高潮などと台風の襲来と時間的に  
一致すると非常な災害を受ける。一昨  
年の関西地方の第二室戸台風のこと  
主とした原因になつてこの法律の制定  
あるいは一部改正が行なわれたのであ  
ります。この高潮災害から国民の生  
命、財産を守るといふ必要からこの二  
つの法律ができたわけでありまして、  
地盤沈下がさらに今度の深川のように

ガス爆発にまで影響をしておるとい  
うことになる、これはいよいよもつて  
火攻め、水攻めということになるわけ  
でありますから、これはよほど対策を  
とらなければならぬ問題だと思  
つております。そこで今申しました二  
つの法律の施行について、三御意見  
を伺いたのですが、ほんとうはこれ  
はひとつ大臣に責任をもつた御答弁を  
伺いたいと思つていました。ところが  
予算委員会の関係で大臣おいでにな  
りませんが、局長に伺うわけでありま  
すが、去年八月の三十一日の当委員会  
において、私はこういう地盤沈下地帯  
の工業用水道の普及に対し、事業施行  
者に対する国庫補助の問題で佐橋局長  
に当局の意見を求めました。その際、  
国庫補助が在来工事費の五分の一に  
なつていたのでありますが、防災対策  
ということも含めて国庫補助率を増額  
しなければ対策の万全を期することが  
できないという見地から、当局の意見  
を求めましたところ、当時局長からは  
妥当割れの三分の二を国庫補助にいた  
したいということをお答弁され、その後  
本年度の予算の編成が行なわれたので  
ありますが、これは大蔵省の強い反対  
のあったことはわかりましたけれども、  
御答弁にもかかわらず、依然として国  
庫補助は五分の一を出していない。一  
体こういうことで立法の趣旨、目的とい  
うものを十分果たし得る補助率である  
とお考へになつていますかどうか。

○政府委員(佐橋滋君) 先般の委員会  
で御指摘のような答弁をいたしましたし  
ま。三十八年度の予算につきまして、  
ここで答弁をしたような地盤沈下地帯  
につきましては、特に災害対策の意味  
も兼ねまして補助率を現行よりも上げ

てくれ、妥当割れ三分の二の補助とい  
うのを要求をいたしたわけでありま  
すが、われわれの折衝未熟でございます  
が、大蔵省を説得させることができな  
かつたわけでありまして、いわゆる補  
助金額自身は全体的に本年度——の三  
十七年度の三十七億から約五十三億五  
千万というふうなふえた点は非常に多  
くとされるわけでありまして、ただいま  
御指摘の妥当割れの三分の二の現行補  
助率をそこまで上げるということにつ  
きましては、実現できなかったわけ  
でありますので、今後災害対策の点ある  
いは工業用水の低廉なる供給という意  
味から、三十九年度以降懸命にひとつ  
がんばるつもりでございますので、よ  
ろしく御了承のほどをお願いしたい次  
第でございます。

○樺葉夫君 この委員会における政府  
の答弁は、地盤沈下地域の対策と取り  
組んでおる地方当局は御答弁を信頼し  
て工事を進め、翌年度の計画を立てて  
おることは察するにもうあまりありま  
す。ところが妥当割れの三分の二の国  
庫補助を考へるといふ御答弁があるの  
に、編成されている、上程されておる  
予算には依然として五分の一しか計上  
されていません。という、地方当局は  
地盤沈下をかかえて府県民なり市民を  
災害から守らなければならぬ必要に迫  
られておりますから、このことを信頼  
して本年度の事業計画を昨年の暮に立  
てておるのであります。非常なことを  
きたしておることはこれは想像にかた  
くありません。通産当局がこの予算編  
成にあつて非常に努力されたであ  
ることは私も仄聞しております。けれ  
ども、こういうことではどうも、一  
国会の委員会において、しかも局長独

断で御答弁になつたものじゃないこと  
はよくわかります。大臣も御列席、し  
かも通産だけではない、財政関係当局  
も出席されておるところで政府を代表  
して答弁されたことがその次の予算の  
ときに出てこないといふふうなこと  
で、われわれが一体信頼してこの委員  
会の審議に当たれますか。今後のひと  
つ御決意のほどを重ねて伺います。

○政府委員(佐橋滋君) 御叱責を受け  
るのは当然と思ひますが、われわれと  
いたしましては、これは最後の大臣折  
衝にまであげてがんばつたわけであ  
りますが、ついに大蔵当局の入れるとこ  
ろとならなかつたわけでございます  
ので、まことに申しわけありませんが、  
今後さらに一その努力をいたしまし  
て、災害対策の意味におきまします地盤沈  
下に特別の補助率を適用するように努  
力をいたして参りたいと思つておりま  
す。

○樺葉夫君 きょうは大蔵大臣おいでに  
なりませんし、これ以上はこの問題に  
ついては差し控えますが、私は災害対  
策を事が起こつてから大臣を派遣す  
る、自衛隊を出すといふふうなこと  
で、起こつた事態だけを処理するとい  
ふふうなことで非常に不満でありま  
す。その原因を、力を集めてどうして  
除去するかといふことに政治の方向が  
向かなければいかぬといふふうに私は  
考へております。ことに通産当局が、  
国会での約束もあるし、編成の段階に  
おいて非常な御努力をされたといふこ  
とはわかりませんが、大蔵のほうでつ  
いに聞かなかつた、こういうふうに政治  
の重点といふものが、同じ政府の省に  
よつて違つたような場合には、これを調  
整するといふのが私は経済企画庁の仕

事だと思ひますので、のちほどまたこ  
れは、この問題については経済企画庁  
長官の出席も求めたいと思つていま  
す。後日に譲ります。

そこで重ねて局長にお尋ねをいたし  
ますが、建物用水の採取規制に関する  
法律というのは、地方自治法の一部改  
正の際に五大市の場合には府県から事務  
の委譲が行なわれまして、建物が使う  
その用水の法律に基づく規制及びこの  
転換の措置などについての指導は、五  
大市あるいは六大市が権限付与を受け  
ておるのでありますが、工業用水の場合  
これは地方通産局がこれに当たること  
になつております。で、私の最もよく調  
べております北大阪の場合であります  
が、来月ごろになりますと約二十五万  
トン程度の給水施設が完備するわけ  
であります。これを転換、地下水汲み  
上げをやめて、工業用水道に転換をさ  
せるための、たとえばこの地域は給水  
可能になったのだから一か年以内に法  
律が定めるところに転換をしなければ  
ならぬといふことは、これは省令で定め  
ることになつておるのですが、いまだ  
にこの省令が出ていない。これは一  
体、こういう地域の、条文を示しま  
しうか。たしか法の六条の二項であ  
ります。通商産業省令で定める地域ご  
とに通商産業省令で定める日から起算  
して一年間に限り、その井戸につい  
て、そのストレーナーの位置及び揚水  
機の吐出口の断面積により、第三条第  
一項の許可を受けたものとみなす。と、  
こうなつておられます。給水可能に  
なる、工業用水道が施設されて給水可  
能になるこの地域は一年以内に施設転  
換をして地下水を汲み上げちゃいかん  
のだといふことの指定は、これは省令

で定めることになっておるのですが、まだその省令の用意がないのか、用意はできていつからやることになっておるのかというようなことをひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(佐橋滋君) 大阪の地区でございますが、たゞいま御指摘の地点につきましても、末端のものの給水の施設が完備いたしておりませんので、若干おくれておりますが、たゞいま御指摘の地区につきましては、末端までの配管が施設されましたとき、大体本年の三月末の予定でございますが、それまでに省令を作るつもりでございます。

○榊兼夫君 この機会について伺っておきますが、この本年度予算で新たに大防市の西南部に工業用水道の工事の認可が行なわれた。で、予算がついて、そうして一年以内に着工の見込みが立てば工業用水法の指定地域にする、これを審議会にかけて指定地域に指定をするということに、これはなっておるわけですが、予算は大体額を出したようですが、この工業用水道の指定地域には一体いつごろ、たとえば港、大正、西成方面のことを今申し上げておるのですが、どういうことになりますか。

○政府委員(佐橋滋君) たゞいま御指摘の大正区、浪速区等につきましては、四月に審議会を開きまして、早急に地域指定をいたしたいと、こういうふうな考えております。

○榊兼夫君 それでわかりましたが、今申しますように建物の指導、助成ということは、五大市の場合、事務の権限委譲がされておるわけですが、工業用水道は通産局がこれに当たることになっております。ところがどうも私は

通産局を何するわけじゃないのですけれども、この間も伺ってみたいところ、専任の人が二人、それで増員要求が関西財界などから出ているわけですが、この機構をもつては、そう人員をふやすということも、なかなか至難なことだろうと思われまいますので、実際に給水可能になった、これを使うように指導をする、また国等が援助しなければならぬということも法律で規定してありますが、こういうことを実際にやらせるための権限を法律改正までやらなければならぬということになると、なかなかこれはめんどうだろうと思えますけれども、実際の仕事を地方団体に委譲していくというふうな必要があるように私は思う。この問題について何か御検討になっていきますか。

○政府委員(佐橋滋君) 工業用水関係の指導とか事務等が非常にふえて参っておりまして、現在の地方通産局では非常に人員不足で手が回らねるといふような事態もあり、地方自治団体からの御要請もありますので、その点につきましては、通産関係の先般通過しましたいわゆるばい煙の規制等に関する法律は、地方自治団体に委任することになっておりますが、現在は工業用水法あるいは汚水処理の関係は、通産大臣が権限を持っておりまして、内閣委員でいわゆる地方通産局に専任委任しているわけでありまして、ところがたゞいまのよう非常に事務もふえまして、いわゆる適宜適切な指導、許可というふうな点につきましては、地方自治団体にまかせたほうがいいところ考えますので、現在通産局が地方自治団体と協議をいたしまして、御趣旨の線で作って参りたいと思えます

が、これは法律の改正を要しますので、その点についても目下検討を進めている最中でございます。

○榊兼夫君 立法趣旨を最も急速に実行に移していくために、今申しますような権限委譲の問題を提議したわけでありまして、法律改正をやることも検討しております。そういうふうな裏づけをして実際に地方団体に権限が委譲していくということの必要は認めますが、法律改正ということになりますと、これから二カ月も三カ月も国会があるわけですから、この国会に提案されるなら急いでいただきたいのですが、もしこの国会で上程ができないというふうなときには、一方で法律改正の用意をしながら、そうして実際の事務を委任していくといった方法をとれないものでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 現在、実際はもう通産局だけでは非常に人員不足でございますので、地方自治団体と緊密に連絡をとって、現実には、何といたすか、市役所の人を局に編入するというような形をとりまして、できるだけ支障のないように御後援を願っておるわけでございます。

○榊兼夫君 そこで、そういうふうな、私は早く権限委譲をやってもらいたいと思えますが、工業用水法の二十五条の二、これによりまして、許可并戸に代えて工業用水道を利用するため施設の設置又は改善につき必要な資金のあせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。一、国及び地方公共団体は、二、このことが頭についておるのであります。ところが地方公共団体は建物のほうは、御承知の大阪府の場合は施設転換をさせますために

銀行に府市のおの三億ずつ毎年預託をいたしまして、そして転換施設のための融資を行ない、しかもこれを促進いたしますために、利子の半額補助を行なうて転換を促進しておるのであります。ところが工業用水のほうは開発銀行の資金、あるいは中小企業の施設転換については無利子の金をどこから出すということに御答弁はいたしておりませんが、今度の財政投融資の計画の中で御答弁になりましたのは、一体どういふところにどういふ表現で入っておりますか。ここ数年の間に四十七億から転換施設の経費を大阪府のときは予定をしております。この工事を進め、転換の指導をやるうとしておるのですが、こういうものに対して開銀なりあるいは中小企業何とか資金というのがあるいは中小企業何とか資金というのがあるいは中小企業には貸せるといふような御答弁を前にいたしておりましたが、これは入っておりますか。

○政府委員(佐橋滋君) これは中小企業庁と話がついておりまして、いわゆる中小企業の振興資金の中の無利子の金、あるいは中小企業金融公庫から中小企業関係に対する融資、それから開銀につきましてはその他ワックでこれは予定をいたしております。

それからたゞいまビル用水の規制のほうについて府市がいろいろ大阪あたりやっておられますが、それについても、工業用水についても乗せていただくように今話を進めておる最中でございます。

○榊兼夫君 この問題については、最初申しましたように、一たんこの委員会で約束されたことは、これは実行してもらわなければならない。法律改正をやるとか、あるいは予算の裏づけをするとか、予算の裏づけはないわ、法律改正を必要とするものは今後の課題だわということでは、この委員会の審議に熱は入りませぬよ。

○政府委員(上林忠次君) 今の御忠告心にしみております。先ほども話がありましたように、水道事業に対する補助金の問題、またそれに関連した問題、いずれも通商産業省としては何とかしたいというので、極力予算では折衝したのでありますが、何分相手がある問題でございますので、意のごとくならなかった、来年にはぜひこれを通したい。また水道完成のために補助金を二五%を三八%ぐらいに上げるといふような、まあ三分の二まで上げるのだというわれわれの要望を貫徹したいという覚悟でやっておるのであります。

だから先ほどからいられておりますような事態になっておりました相済まんと思っておりますが、気持はそういうふうな気持でやっておりますから、何とかしてわれわれの気持が徹底することを、大蔵省に通じるように努力いたしたいと思っております。

○委員長(赤間文三君) 他に発言もなければ本件はこの程度にとどめます。

○委員長(赤間文三君) 次に、プラント類輸出に関する件の調査を進めます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 私は先日本委員会におきまして、アメリカにおける日本の綿製品の輸出制限問題について質問したのでありますが、きょうは重工業品の輸出につきまして、若干の質問をいたしたいと存じます。綿製品の輸出も大

切な問題ですが、機械やプラントのよ  
うな重工業製品の輸出は、日本の貿易  
構造の将来をきめる重要な問題だと思  
います。先進国と称せられるものは、  
いずれも重化学工業品の輸出割合が多  
くなっていることも事実であります。  
日本では今どんな段階でございませ  
か、というの、私がこう申し上げます  
は、日本の輸出品構成の中で、重化学  
工業の占める比率というものが非常に  
大きくなってきているのであります。  
一体現在どのくらいの割合を占めてい  
るのか。そしてそれは欧米のどのこと  
同じような位置にあるのか、この点から  
お尋ねをいたします。

○説明員(中川理一郎君) わが国の輸

出に占めております重化学工業品の割  
合、これは内容的には金属製品、機械  
類、それから化学製品、こういうもの  
を含めてあります。三十六年におきま  
して四六〇程度でございます。これを  
欧米の諸国と比較いたしますと、アメ  
リカが五三〇、西ドイツが七四〇、イ  
ギリスが六五〇、これらよりはかなり  
低い比率になっております。で、わが  
国のこの四六〇という数字は、ヨー  
ロッパにとりまるといふと、大体イタ  
リアもしくはオーストリア並みという  
ふうにお考え願ってよろしいかと思  
っております。最近の数字でございま  
しても、大体このような構成比でござ  
いまして、逐次少しずつ日本の輸出にお  
きましての重化学工業の比率は高く  
なっております。ただ高くなりまし  
ても、まだ、今申しましたように、ヨー  
ロッパ並みの比率、先進国並みの比率  
と比べますと、幾らか見劣りする状況  
になっております。世界の貿易は、工  
業国相互間の貿易の全世界貿易の中

占める比率がだんだんに高まっており  
まして、工業国と非工業国、もしくは  
非工業国相互間の貿易のウェイトとい  
うものは逐次低下する傾向にございま  
す。そういうことでございまして、  
われわれの輸出にあたりましては、重  
化学工業品の輸出というものについて  
は、今後とも相当大きく努力しなければ  
ならないかと思っております。輸出商  
品の中における重工業品の比率はた  
だいま申しましたようなことでござい  
ます。国外の全工業生産の中における  
重化学工業品の比率を申しますと、大  
体六〇%を上回っておりますように承  
知いたしております。

○近藤信一君 今御答弁がございま

したように、ヨーロッパと比較いたしま  
すと、まだ非常に少ない。池田さん  
は労働者の給与はヨーロッパ並みだ  
と、こう言われますが、まだ輸出の点  
ではなかなかそこまでいっていないよ  
うであります。そこで、通産大臣は、先  
日の所信表明でも言っておりましたが、  
特に機械類の輸出振興措置をさらに強  
化するために、工作機械輸出協会、そ  
れから日本プラント協会の事業を強化  
すると、こういうふうなお話ですが、  
それは一体どういう方法を講じて強化  
していられるというお考えでございま  
すか。

○政府委員(島田喜仁君) 今近藤先生

から御質問がございましたように、機  
械類の輸出振興につきまして、やはり  
一番基本的な問題は、プラントを中心  
にいたします重機械関係の輸出だと思  
います。延べ払いその他通商の面にお  
きまして輸出振興策を講じているほか  
に、私どももいたしましては、ただい

まお話し、まず工作機械の輸出振興  
が昨年社団法人といたしまして作ら  
れましたが、昨年度は予算といたしま  
して五千万円をこの輸出振興の団体に  
補助いたしました。そして輸出振興の  
母体にいたしたわけでございませ  
ん。御承知のように、工作機械は機械のマ  
ザー・マシンでございまして、工作機  
械の性能がすぐれているかいないかが  
機械工業全般の水準を左右するもので  
ございませぬ。ただ、工作機械もここ数  
年非常に発達をいたしました。世界  
の先進国の工作機械のプラントが通  
ておりまして、むしろ今までは日本は  
工作機械を経済成長のために外国から  
輸入しておった。ところが、この工作  
機械を輸出する、特にその後進国では  
その需要が多くありませんので、欧米  
の先進国に向かって輸出をしなげやな  
らんとするところに、非常なむずかし  
い問題があるわけでございませぬ。そ  
のために、ただいま申し上げました振興  
機関を作りまして、とりあえず昨年は  
欧州のどまん中、デュッセルドルフ  
を作ったわけでございませぬ。そしてこ  
こに機械の現物を持って参りまして、  
そして現物を使って見せて売り込んで  
いく。すでに欧米先進国に作られた販  
売網の中に飛び込んでいくわけであり  
ます。そして、PRをして、売ればア  
ブター・サーピスを現地に売ります、  
こういう形で、アメリカと欧州に作  
ったわけでございませぬが、本年度はこ  
れを強化いたしまして、さらにデュッ  
セルドルフとシカゴのほか、南米のサ  
ンパウロに前進拠点を、支所を作  
ります。そうして現地派遣の人員もふや  
まして、そうして後進国といたしまし

ては南米に拠点を設けるといふ方向  
で、いよいよ日本の工作機械の信用を  
拡大し、かつ売り込んでいこう、こう  
いうふうな考えております。それから  
さらに、工作機械が先進国に売れる  
さらには後進国にも売れるということに  
なりますと、日本の資本財である機械  
の信用がさらに大きくなるという意義  
を持つわけでございませぬ。昨年、こ  
のデュッセルドルフとシカゴに支所を設  
けましたそれが、後進国にまで、いよ  
いよ日本も欧米先進国のどまん中に前  
進拠点を作ったというのが喧伝されま  
して、非常に日本ブームと申しま  
す。なお、この工作機械の現物を海  
外に宣伝する方法といたしまして、三  
十八年度はモスクワで単独の工作機械  
見本市を開きたい。それから、シカ  
ゴ、あるいはブルノ、チェコで  
ございませぬが、そういうところにも見本  
市を開くことを計画をいたしております  
。それからさらに、海外に對しまし  
て、工作機械等を中心とする映画宣伝  
を積極的に行なうために、三十八年度  
は昨年以上の予算も計上をいたした次  
第でございませぬ。

以上が工作機械の輸出振興でござ  
いませぬが、次は日本プラント協会の状況  
を御説明申し上げます。まず、重機械  
類の予算につきましては、三十七年度  
に對しまして三十八年度は約一割の予  
算を増加いたしました。その増加の理  
由は、まず一つは、欧州の諸国に事務  
所を開きまして、本来日本のプラント  
類は欧米先進国に出るものではござ  
いませぬので、後進国に出るわけでござ  
いませぬ。ところが、日本だけになし  
ては、欧米も、特に欧州は日本と競合

たすわけでございませぬが、これまた後  
進国にプラントを出すわけでございま  
して、これが後進国市場で、日本のプ  
ラントと欧州からのプラントとが競  
合、競争しているわけでございませ  
ぬ。ところが、どんな条件で、どうい  
う方では欧州は後進国に出しているの  
か、実はなかなか捕捉したいわけ  
ありません。延べ払い条件につきま  
しても、日本よりも条件が緩和されて  
いるのだとか、いろいろの問題が出て  
おりますが、なかなかその実態が捕捉  
できない。そういう意味で、欧州に事務  
所を開きまして、そうして欧州の後進  
国に對するプラント輸出の状況ある  
いはその欧州の実態等を調査をいたし  
まして、日本も後進国に對する輸出の増  
進に寄与させたい、こういう意味で事  
務所を新設いたしました。

それからもう一つは、プラント協会  
の中に、中小プラント・メーカーに對  
するプラントの引き合いのあつせん、  
コンサルティングをしようというの  
で、それの実施に關する予算を計上  
いたしました。本来プラントは、大体大  
メーカー、もしくは中堅メーカーが実  
は機械輸出をするということに最終的  
にはなるわけであります。機械は御  
承知のように部品から成り立つ部品が  
非常に大きいわけでございまして、こ  
の完成プラントが出るためにその中に  
含まれる部品等につきましては、中堅  
あるいは小さいメーカーがこれに關与  
してあるわけでございまして、そうい  
う部品から成り立つということござ  
いませぬが、さらに直接プラントその  
ものが中小プラントであるということ  
を重点に置きまして、海外からの技術の  
経営等のコンサルティングに應ずる、

こういう、これに関する実施の経費をプラント協会に補助いたしましたして、そういう仕事をやって参りたい、こういうふうな考え次第でございます。以上がプラント協会に関する状況でございます。

次は、機械輸出組合——日本の機械輸出組合というものがございまして、機械の輸出面というものを担当しておられるわけですが、これは民間のみならずプラント協会もしくはジェットロと、輸出振興の予算、補助金の一部を、機械輸出組合の行なう海外に対する調査団の派遣あるいはいろいろPR、宣伝のためのガイド・ブック等の作成に使うことになっておりますので、これらの業務はさらにこの予算を使いまして、機械輸出組合の業務の活動を活発にするようにいたす所存でございます。

以上が、三団体の昨年から今年度に対する強化状況の説明でございます。  
 ○近藤一君 たいま局長から、将来の強化方法の御説明がございましたが、そこで機械類の輸出も大いにやらなければなりません、日本の機械工業はだいたい立ちおけている。外国の優秀な機械が輸入される。ことに外国では延べ払いを認めるのでございまして、金融に困る日本の業者は、外国から延べ払い条件で外国から輸入をする。貿易が自由化されますと、これがことにひどくなってくる。こういうこともあるわけでありまして、こういうふうな話も私は聞いておりますが、政府は一体どんな対策をこれに対して講じておられるのか、この点はいかがでしょう。

藤先生からの御指摘のございました点は、機械類の自由化に伴いまして実質は最大の問題の一つでございます。わが国の機械の性能あるいは価格が、欧米先進国の機械類と対抗できるような状況に大体なりましたときに自由化を実施する。ところがいよいよ自由化をするという段階になりますと、外国は資金の力、資金量をバックにいたしまして、延べ払いという方法をバックにいたしまして日本に機械を売り込んでくる。そういうことになりまして、実際は価格の競争——性能の競争ではないのでありまして金の力の競争ということになるわけでありまして。ところが御承知のように、日本の企業の資本の構成から見ましてもあるいは銀行の貸出し状況から見ましても、そういう資金、資本の力で欧米先進国と日本の状況を比較してみますと、これは相当な格差があるわけでありまして。そこで価格競争——性能競争というところについては、どうして外国が日本のユーザーに対して与える条件と同じ条件を、わが国にいたしましても、各企業あるいは銀行の力になしに政府のバック・アップによつて、やはり同じ金融条件を提供するということによつて、初めて外国との公正な競争ができるわけでありまして。これは現在の銀行企業ではできませんので、その点で、今年度の予算折衝においても重点を置いた点でございます。これはやはりユーザーに金融することが必要である、ユーザーに与えずにメーカーに金融することが必要である。なぜかと申しますと、メーカーはやはり大いにサービスをユーザーに対して売込みをする、そのために

に、外国からの延べ払いがあった場合には、自分のほうもそういう金融手段を持っておるからひとつ日本のものを買い、こういう態勢にする必要があるわけでありまして、そういう意味で、工作機械類等につきましては、本年度、三十八年度におきましては、興長銀に對しまして、興長銀の発行する金融債を資金運用部がこれを全部引き受けて、そして、その見返りとして工作機械等に長期低利の延べ払い融資をする、こういうことになつておるわけでありまして。資金量は約六十億六厘を目標にいたしましたが、七分六厘六毛という金利で、資金量は六十億を確保するということになつたわけでございます。

なお、この工作機械類等の延べ払い——外国に對抗する延べ払いの期間は大体二年から五年、平均三年程度でございますが、もう一つ日本の重電機械につきましては、すでに昨年からの問題になりました、これは十五年というような長期の延べ払いで外国は日本に売り込んでくる。日本もまたかつて今までの例から見ますと、輸出銀行等から電力会社が長期の借入をいたした例があるのは、御承知のとおりだと思つておられます。これに對しましては、やはり長期の資金を開銀で見ると、これは開銀法の建前からユーザーに、電力会社に融資することにはなつておりますが、この運用は延べ払い資金として継続的に使用できるような道を開いたわけでありまして。昨年度はそういう継続的な制度という意味でなしに二十億がつきましたが、今年度はその

いう制度で、電力の中に、特定した金額を特定するということになつたわけでありまして。  
 以上、長期のものと中期の延べ払い資金の対策につきまして、簡単に御説明をいたした次第であります。  
 ○近藤一君 今、局長は、いわゆる日本の機械類の性能が外国と対抗できることになつたならば、機械の自由化をも考えなければならぬ、自由化もせなかならぬだろう、こういうお話ですが、一体今の見通しで、何年後ぐらいに外国の機械と日本の機械とが対抗できるか、このようなことをお考えありますか。見通しですね。  
 ○政府委員(島田喜仁君) 一つその前に申し上げなければならぬ点は、これは、やはり機械等につきましても、全部日本の必要とする機械を日本で作るといふわけには参らぬ。やはり、分業で、日本が国産の機械を使う、そして外国にも輸出をする、同時に、日本では作らずに外国の機械を買つ、こういう形に相なると思つておられます。そこで、たゞいま私ども、機械関係につきましては、この三十七年度におきまして、大体八五%の自由化をいたしました。あと残つておりますのが約一五%でございます。で、残つておりますのは自動車、あるいは電子計算機、航空機、その他、まだ国際競争力の面から見まして自由化の段階にないものがございます。あるいは工作機械等につきましても、大型のもの等につきましては、なお、日本として国際競争力を持っておらぬと私は思つております。したがって、これらにつきましては、できるだけ、わが国の機械の価格、性能の面におきまして、国際競争力を持ち得るような段階に育成をいたしましたして、そしてそれとらみ合せて自由化をいたして参りたい、これは個々に業種ごとに検討をいたして参りたい、こういうふうな思つております。

○近藤一君 外国の機械等が日本に歓迎されるのは延べ払いを許してくれからだといたしますと、日本が輸出する場合にも相当にこれは延べ払いを許してやらなければならぬ、それではなければ日本品は輸出できないことになりまして。この輸出金融をやるのが日本輸出銀行だと思つておられます。この日本輸出銀行について、通産大臣は、所信表明の中でこういうふうな言つておられます。日本輸出銀行に対する財政投資の確保をはかり、プラント輸出の促進と経済協力の推進に遺憾なきことを期することにしたと、こう言つておられます。

なっておりますか。

○説明員(中川理一郎君) 近藤先生今御指摘ございましたように、輸銀の三十八年度の予算につきましては、出資額二百億、借入額六百十億円という数字で、いずれも三十七年度の予算と同額でございます。回収金等の増加によりまして貸し出し規模が三十七年度の当初見込みの千二百五十億円に對しまして三十八年度千三百億、五十億円の増加を見込んだ点も御指摘なさいましたとおりでございます。私どももいたしましては、輸銀の貸し出し規模を見きわめずにつぎまして、いろいろ連係のあることで見込みにくい点もあるわけでございますが、それぞれの原局等とも御相談いたしまして、特にプラント輸出に對する輸出業者の資金需要に對しましては十分に應じ得るものとしてこの計画を了承したわけでございます。ただいまのお話で、初めから足りないことを承知の上で、あとの補正その他を考えて、不満足ながらこれで決定したのかということでございますが、實際問題といたしまして、いろいろ事情から三十七年度の貸し出しそのものが、見込み額とその実績の間にかなり開きがございまして、三十七年度、先ほど申しましたように、当初見込み千二百五十億と申しておりましたものに対して、本年の一月末の貸し出しの累計額が八百二十九億円ということ、かなり下回っておりますわけでございます。この辺のことも勘案いたしまして、それぞれ関係のところと御相談いたしまして、目下のところは私どもは本計画で大体御迷惑をかけることはなからうと考えておるわけでございますが、ただこれらの事情

は、三十七年度の実績等をかなり強く見ておりますので、海外の事業だとかプラント輸出等についての国内の意気込みが非常に大きくなって参りますと、あるいはこれで足りないというところも出てこないとは言いがたいというわけでございます。政府がたびたび言っておりますように、プラント輸出に對する輸銀資金の確保につきましては、かりに年度内におきまして資金が不足するようになりましても、絶対的にこの不足を生じさせないよう、必ず出資及び融資といたした面で補正をいたすということ、数回にわたります輸出会議におきましても、総理以下大蔵大臣が表明しております。この点は従来いろいろほかの案件では財政当局とわれわれとの間に考えの違ひものもございまして、輸銀の資金量を不足させないということにつきましても、完全に意見の一致をみておりますので、もし不足の事態が起きた場合には、必ず私どもも大蔵省と一緒にいたして予算措置を講ずるつもりでございます。

○近藤信一君 プラント輸出は、まあ工場作ってやったり、それから水道も作ったり、それからダムを作ったり、そういう輸出だから、単にこれは機械や船などの物だけの輸出のほかは、コンサルティングという設計や計画の仕事が付随していることも御承知のとおりだと思ふ。それが相当にむずかしいので輸出がでにくいともまた輸出は最近どういう工合に伸びを示しておるか、この点いかがですか。

○政府委員(島田喜仁君) わが國のプラント輸出というだけでなしに、機械

類全体を含めましてどういう状態になつておるか申しますというところ、三十七年度の上半年は三十六年度の上半年に比べまして、通關ベースで約二割八分、二八%、契約ベースにおいても二五%程度数字は上がつております。したがつて、三十七年度はまだ中途でございますが、大体重機械類全体の輸出目標を通過ベースでも契約ベースでも大体達成されるのではないかと、こういうふうに見込まれております。しかし、ここで私どももいたしまして考えなければなりませんのは重機械の中で現金で大体売れるものと、それから延べ払いで売れるプラント類とがあるわけでございますが、年によって多少ずつ違ひますが、現在は全体の重機械の輸出の中で六割から七割、七割程度は延べ払いによるプラント輸出と考へていただいていいのではないかと。これはもちろん船等も含めまして延べ払いでするプラントと称せられるもの、大体、多い場合には七割くらいを占めております。ところがこのプラントの關係の契約状況を見ますと、一昨年三十六年度のままで参りますと、一昨年三十六年度に比べまして三十七年度は横ばい程度の輸出振興の問題の私は重要性があるのではないかと。ことにプラント類につきましても、一つのプラントが出るというふうなことになるかと、相当金額が大きい。しかも具体的に案件がきまるわけでございますので、その一件が成約未成立であった、あるいは外同一に引き合ひがとられた、入札されたというふうなことになるかと、ご

と金額が減るわけでございます。また、三十七年度の今後の見通し、また

来年度の見通し等につぎましては、そういうところの問題がある。そこで私どもは延べ払いの条件緩和のほかに、いろいろプラント類につぎましては政府も積極的に援助をする必要がある、こういうふうな考へております。

○近藤信一君 プラント類を大いに輸出しようというところで、第三十一国会でプラント類輸出促進臨時措置法が成立したわけですが、最近の輸出増加はこの法律の效果によるものですか。今この法律の改正案が出ていますが、その内容についてはいずれ法案審議の際に質問いたしますが、法律の施行状況をひとつ説明していただきたいのであります。

○政府委員(島田喜仁君) プラント類輸出促進臨時措置法は三十四年の三月に国会を通していただきまして成立いたしましたのでございまして、本年の三月で期限が参ります。その間にプラント類輸出促進臨時措置法の内容でありまして保証損失補償契約というものを政府と締結しようという話のありましたが、そのが実は十四件でありまして、このうち補償契約が成立したものは遺憾ながら一件でございまして、その他は政府との補償契約の締結に至らなかつたわけでございます。ただここで事情を申し上げますと、現在の措置法は、シッパーとそれからユージャーもしくはインポーターとの間にプラントの輸出契約が成り立つわけでございますが、その中で、もし設計とありの性能、能力がでなかつた場合には違約金を払う。そういう違約金条項が一つの慣習になつております。おりますが、もう一つ、最近ほかに違約金条項ではなしに、設計上のミスというよう

なものがあった場合には、その設計上のミスを直すために修理をしたり、あるいは取りかえて予定どおりのものを作るという条項が入つておりますが、こういう場合には、この措置法の対象になつておりませんが、もう一つは補償料率が高かつたという点もございまして、そこで補償料率が高いために結ばれなかつた。そして違約金条項を含んでいない契約があつたというふうな關係がございまして、遺憾ながら一件しか成立をしなかつた。なお、法律施行の責任に参ります私どももいたしまして、この点はなお法律の実施、円滑な運用につぎまして努力をしなければならぬという気がいたしております。

○近藤信一君 ただいまの説明を承りますと、現在までに法律に基づいて政府と補償契約をしたものは過去四年の間でわずか一件にすぎない。こういうことで、過去四年間にわづか一件ということから見ますと、もはやこの法律を改正しても、あまり効果というものは期待できないのじゃないか。非常にこの点危険をするわけでありまして、一体過去四年間に一件しかなかつたという理由はなぜであつたか。一体四年も、この法律ができて、そしてわづか一件というふうなばかげたこととは私はないと思ふのです。こんな契約をしなくても、日本のプラント輸出はまだ伸びるほど成熟していったのか。それとももつとまた契約するようになつてあつたら、プラント輸出はもつと伸びていくのか。その点の御見解を承りたい。

○政府委員(島田喜仁君) まず、この法律が活発に運用されなかったという第一の理由は、やはり考え方といたしましては、損失を補償することによつて、大いにプラント類の輸出振興をはかりたいというねらいは、私は間違ひなかつたと思ひます。と申しますのは、アメリカ等先進国におきましては、まずプラントが出る前に、肥料工場その他の工場的设计をすることが必要でありまして、この設計に関連をいたしまして、要するにコンサルティングの機関というものが、単に一国だけでなしに、世界市場を相手にしたコンサルティングの会社というものが成り立つて、古い歴史と伝統を持つています。そういう意味では非常に國際的に信用が高い。日本は御承知のようにむしろ外国からプラント類を入れていく国でありまして、ここ数年の間にだんだんプラントを輸出するような工業国になって参つた。ところが外国に對しまして、外国——後進国から見ますと、日本は欧米先進国に比べて信用度が低いわけでありまして、特にそういうコンサルティングの専門の機関というものが少ないのみならず、まだまだ成熟したものになっておりません。ただこのプラントに乗つてくるような案件と言いますのは、日本のかつて輸出の大宗であつた船であるとか、車両であるとかというふうなものではなく、いろいろな工場を中心としたプラントでございますので、やはりそういう外国と話がついて、工場を建てることについて日本から頼もうという案件が実は少なかつたのが原因でございます。そういう契約ができて、いよいよ、それじゃ損失をどうするかという

段階になつたときに、この法律の運用が行なわれるわけでございまして、その前提として、日本にそういうプラントを作つてもらおうという、そういう前提条件が成熟しなければ、こういう法律運用はできないわけですから、前提はいろいろな意味の企業の努力と、そして政府の助成措置が実は必要でありまして、そこに問題があつた。これは私は弁解ではなしに、それが実態であつた。その成熟、そういう契約が成り立つような環境というものをまず作り上げて、その上で、そういう契約をした場合に、政府が補償するといふ段階になる、そういう意味でそこに問題があつた、今後、御承知のように、ますます先進国との競争が激しくなつて参る、そして、未開発国にプラントに重点を置いて出していかなければならぬということになりまして、という、私は、今後数年間においては、そういう状況に日本がなることを期待し、同時に、あらゆる施策をあげてプラント類の輸出振興をはかる、その上にこのリスク補償の法律というものの運用が活発に行なわれることに相なると、こう考えます。

それから第二は、先ほど申し上げましたように、違約金条項、性能が予定どおりでなかつたという場合に、金をもらふということでは問題は解決しませんので、むしろ、取りかえをしてくれ、予定どおりの工場設備にしてくれ、こういうほうが、特に、日本に對しては、後進国としては先進国に比べまして、それが実体的な要求である、そういう条項を、補償契約の場合に適用できるように法律を改正したい、こういうふうな考へております。

それから第三は、補償料率が高いか安いか、やはり問題でございまして、できるだけそういう補償料率を下げる方向で努力をすべきだし、下げることによつて、そういう案件がふえて参る、こういうふうな考へております。

やはり、外国にはこういう制度はございせんが、日本のプラント工場を建てる場合の信用がまだ薄いということ、コンサルティングに関する専門体制というものが、そういう点についての歴史がまだ浅いという面でも、やはり、私はこういう制度を設け、そして、この法律だけでなしに、いろいろな面からプラント類の輸出振興をはかるということによつて、またこの法律の運用も活発になるのではないかと、こういうふうな考へております。

○近藤一君 いずれこれは法案が本審査になりますれば、御質問いたしますが、きょうはこの程度にして終わります。

○委員長(赤間文三君) 本件はこの程度にとどめます。

○委員長(赤間文三君) 次に、阿部委員から、北海道地下資源開発株式会社に関する件及び金属鉱業に関する件について、質疑の御要求がありますので、これを許します。

○阿部竹松君 大臣にお尋ねしようと考えておりましたが、大臣は予算委員会で、御出席されおりませんので、政務次官にお尋ねいたします。

貿易為替の自由化について、いろいろ国内産業で解決しなければならぬ問題がたくさんあるようですが、特にその中で、金属鉱業についてお尋ねをす

るわけですが、銅から始まつて、金、銀、鉛、亜鉛とか多種多様にあるわけですが、全部自由化は直ちに行なわないう御答弁は、鉱山局長から毎々委員会でお承知のとおりですが、その後の政府の施策について、品種別に例をあげて、つまり、銅は自由化したし、また、亜鉛、鉛はいたしませんというように、大ざつぱでけっこうですからお示しを願ひたいということがまず第一の質問であります。

その次に、北海道に地下資源開発株式会社というところで、政府が財政投資を目的とした会社が、石井さんが開発長官当時はたつと思ひますが、できているわけですが、それによつて中小企業の鉱山にてこ入れをやつて、探鉱その他諸問題を取り上げて、コスト・ダウンをはかるというふうなことになつて、会社が動いているわけですが、それから貿易自由化になると、外国から安くコストの製品なり原鉱が入ってくるわけですが、したがつて、なかなか日本の商品が太刀打ちできないというものが現状でございまして、北海道地下資源開発株式会社での程度でこ入れをやつておられるものかということをお尋ねしたいわけですが。

○政府委員(上林忠次君) わが国の非鉄金属の政策につきましては、わが国の産業の将来に對しては、重大な問題でありまして、現在為替相場の関係からいいますと、わが国は非常に不利な立場に立つておる。しかしながら国の産業の将来を考へますと、ある程度は非鉄金属を所有しなくてはならぬんじゃないか。それにはある程度バック・アップしなければならぬんじゃないかと

いうような気持はいたしますが、ただいまお尋ねのそれでは現在どういふうな、何金属はいつごろどういふ工合にするかというふうなお尋ねでございますが、最近の情勢については、私の部下が来ておりますから、局長のほうからお答へいたします。

○政府委員(川出千連君) お答へ申し上げます。鉱産物は、石炭と違ひまして非常に種類が多うございまして、もうすでに自由化されたものもございまして、今後自由化されようとして居るものもございまして、おもな鉱物の種類について御説明申し上げたいと思ひます。

まず、日本の鉱山で一番ウエートが高いのは、銅と鉛、亜鉛であろうかと思ひます。したがつて、銅と鉛、亜鉛についてはまず御説明申し上げます。

銅につきましては、実は政府の方針は、昨年の十月から本年の三月末までの間に關稅改正を行なつて、自由化するというのが方針でございまして、その方針で参ろうと思つております。それから鉛、亜鉛につきましては、國際相場が非常に下がつておりまして、關稅改正をした当時と環境が激変して居るわけでございまして、政府の方針は、銅と同じく、昨年の十月から本年の三月末までの間に關稅改正を行なつて、自由化に踏み切るという方針でございまして、説明をしたわけでございますけれども、これは審議会でございまして、これは審議会で十分対策等も検討しなければいけないのではないかと、御意見が多かつたのでございまして、したがつて、本年の三月三十一日までに関稅改正を実施す



に踏み切っていく場合に、先ほど申しましたように、探鉱関係が非常に重要であるということがございます。これは従来は中小鉱山に対する探鉱補助金がございました。これを拡充していくということが一つでございます。それからなお国会に法案提出することになっております探鉱事業団を作ります。初年度十五億の融資がございます。これを将来も拡充をしていくということが必要であります。探鉱に重点を置いていくことでございます。

もう一つは、再生鉱設備なり、あるいは製錬所の合理化をはかってコスト引き下げに努力しなければならぬ。これは政府機関、たとえば開発銀行とか、北海道東北開発公庫、あるいは中小企業金融公庫等がございます。これよりそういう合理化資金の融通をはかるといふことに方針はきまっております次第でございます。

それから関税制度といたしましては、暫定的に引き上げという措置が一つと、これは銅について考えておるわけでございます。それから鉱山物の、物によりましては、たとえばマンガンでございますか、モリブデン、水銀その他につきまして関税割当制度をとりまして、需給の安定をはかる。これは御承知のとおり、関税を割り当てる制度でございますので、必要なものはゼロ等の低率で輸入をする。しかしながら必要量以上のものにつきましては二次税率で、ある程度の高関税をかけるということで、必要なものは安く手に入れる。そのかわり国内の鉱山物は適当な価格で業者が購入するという制度をとっております次第でございます。

○阿部竹松君 内閣官房から承ると、今、局長の答弁の中にございました探鉱事業団という法律が出る、したがって、その法律が出るということになります。この種の問題を十分論議する場所があらためてあるかと思っております。きょうは鉱山局長にお尋ねするのは、これでどめですが、幾つ法律が出される予定ですか、今度の国会に、これに關係して。

○政府委員(川出千速君) 現在予定しておりますのは探鉱融資事業団法案でございます。これはすでに国会に提出してございます。まだ提案理由の説明に至っていない段階でございます。それからこれはまだ省内で検討中でございますけれども、重要鉱山物の需給安定法と申しますか、安定法を今準備しておるわけでありまして、これにつきまして、いろいろ問題点がございますので、まだ結論に達していないわけでございます。鉱山に關係するのはその二つでございますが、なお、鉱業法の大綱な改正法案を今国会に提出する予定でございます。

○阿部竹松君 次は、北海道開発庁の小島さんにお尋ねいたします。実は北海道地下資源開発株式会社という会社の設立当時、本法の目的は、北海道の地下資源の開発の助成に当たるのだというところで、御承知のとおり、出発しておるわけですか。しかし今そこでお聞きになっておられるところ、金属鉱業あるいは石炭鉱業等いろいろ貿易の自由化なり、炭鉱の斜陽ということの問題になりまして、そのうちで金属鉱業の場合は、鉱山局長の今御答弁もお聞きになったと思いま

すが、一番問題は探鉱であると、こういうことになっておる。その探鉱に主たる力を注ぐ北海道地下資源開発株式会社が、現在の程度のお力になっておるかということをお尋ねしたいわけですか。

○政府委員(小島要太郎君) ごく最近のデータを調査いたしました。三十七年度中の事業成果というものを推測いたしますと、大体三万メートルばかりの掘さくの結果を上げることと思われま。大体三十七年度の計画といたしまして、開発庁が通産省ともどもに検討いたしましたところの計画といたしまして、最近の情勢からいたしまして、なかなか事業の成果を急速に上げていくことがむずかしい状態でありまして、目標も、まあ若干の希望も加えまして目標四万六千メートルという一応の目標を、これは努力目標とでも見るべきものではございませんけれども、立てたわけでございます。しかしながら、それに対して三十七年度中達成する見込みは大体三万メートル程度と現在推定いたしております。

○阿部竹松君 政府のお金と鉱山経営者のお金と両方でお尋ねしておりますね。そこで去年国会で問題になったことが、五億か六億の会社で、昨年は一億六千万円も赤字を出しておるというので国会で大問題になった。今後よく気をつけますということだったのだが、今、三万メートルやって、今度は四万六千メートルという努力の目標だとおっしゃる。とにかく一億数千万円の赤字が問題になったけれども、鉱山の探鉱と製錬所關係をやると明確に法律にうたっているにもかかわらず、土建屋のボーリングまでやっている。

こういうことをやっておったのです。どうして全精力を探鉱に注がないのですか、その理由。それから四万六千メートルという目標を掲げながら三万メートルということになる。一万六千メートル、これが完成せぬのだが、むしろ今の答弁ですと、四万三メートルはできないということを初めから想像しながら、これだけやらなければいけないこと出発したかもしれません。四万六千メートル計画して四万メートルというならまだ話はわかりませんが、三万メートルということになっては、一体この会社は何をやっているかということになるのです。

○政府委員(小島要太郎君) もとより探鉱事業をやるための会社でございます。それをやるために最大限の努力をいたしておるわけでございます。ただその試掘を依頼されます程度が遺憾ながら期待ほどの試掘の依頼を事業会社から受けることができなかったというので、実態でございます。

○阿部竹松君 石井さんが当時の北海道開発庁長官のときに発足して、それから三年か四年たつて、去年増資した。政府が金を出して、そのとき、こんな五億数千万円の会社が一億六千万円も赤字を出すなんてとんでもないというので問題になったときに、これを増資するということだから今後これを改めるとともに、注文が多くて、増資することによって注文を十分受けられるから今度は大丈夫ですというお話です。そして今ここで承るとどうも御注文が足りないような御答弁に聞えるわけですか。ですから、きょう突然お尋ねすることになったので、十分資

料をお持ちになっておられぬし、やはり御答弁をやりたくらうと思っております。私この次にお尋ねしますが、一昨年、あるいは出発当初のいきさつ、これ全部お調べになってみて下さい。あなたの答弁と全部逆です。そこだけOKというのかもじやないでしょう。ですから、とにかく石炭にもご入られたいます。そして何カ年賦かなんかでボーリング代を償還して經理をまかなうのだ、こういうことなんです。ですから、私突然聞いたので御答弁がやりにくいのだと思っております。委員長、私はこれで質問を打ち切ります。次回はひとつ大臣の御出席を願ってお尋ねするわけですが、もう一度十分検討してお答え願いたいと思うわけです。

○政府委員(小島要太郎君) 仰せのとおりよく検討いたしました。お答えいたします。

○委員長(赤間文三君) 他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会いたします。午後零時三十二分散会

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、金属鉱物探鉱融資事業団法案

金属鉱物探鉱融資事業団法案

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十七条)

第三章 業務(第十八条—第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一条―第二十八条)

第五章 監督(第二十九条・第三十条)  
第六章 雑則(第三十一条・第三十二条)  
第七章 罰則(第三十三条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 金属鉱物探鉱融資事業団は、金属鉱産物の輸入に関する事情の変化が金属鉱業に及ぼす影響に対処し、金属鉱物の探鉱を急速に促進してその優良資源の確保を図り、もつて金属鉱業の国際競争力の強化に資するため、金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付けを行なうことを目的とする。

(法人格)

第二条 金属鉱物探鉱融資事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、事業団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

ない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、金属鉱物探鉱融資事業団という名称を用いてはならない。

(民法の適用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)  
第十条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員は、再任されることができない。

4 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十二条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十三条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の兼職禁止)  
第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(代表権の制限)

第十六条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)  
第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け及びこれに附帯する業務を行なう。

2 前項の金属鉱物の範囲は、通商産業省令で定める。

(業務の委託)

第十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を

受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、すえおき期間、償還の方法、担保に関する事項等貸付に関する業務の方法及び業務の委託の要領を記載しなければならない。

第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十二条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十三条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提

出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに事業報告書及び予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに在庫納付金)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額を在庫に納付しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び金属鉱物探鉱債券)

第二十五条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は金属鉱物探鉱債券(以下「債券」といふ)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に

償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債務に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(余剰金の運用)

第二十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有  
二 資金運用部への預託  
三 銀行への預金又は郵便貯金  
四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託  
五 給与及び退職手当の支給の基準(給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)  
第二十八条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督  
第二十九条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)  
第三十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。ただし、受託金融機関に對しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則  
第三十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十八条第二項又は第二十八条の通商産業省令を定めようとするとき。  
二 第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二條又は第二十五条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。  
三 第二十三條第一項又は第二十七條の承認をしようとするとき。

四 第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則  
第三十三条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号の一に該当事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。  
一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。  
二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。  
三 第十八條第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。  
四 第二十六条の規定に違反して

業務上の余剰金を運用したとき。  
五 第二十九条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十五条 第六条の規定に違反して金属鉱物探鉱融資事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)  
第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。  
第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に對し、出資金の払込みを請求しなければならない。  
3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登

記をしなければならぬ。

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に金属鉱物探鉱融資事業団という名称を用いている者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「産炭地域振興事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を、「産炭地域振興事業団法」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団法」を加え、同条第十八号中「産炭地域振興事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ十二ノ三 金属鉱物探鉱融

資事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「産炭地域振興事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「産炭地域振興事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「産炭地域振興事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「産炭地域振興事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十五条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。



第九部

商工委員会會議錄第七号 昭和二十八年二月十四日【參議院】

昭和三十八年二月二十日印刷

昭和三十八年二月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局